

所沢市地域防災計画

【市民向け概要版】 令和7年（2025年）5月発行



地域防災計画とは？

所沢市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とし、所沢市防災会議が策定するものです。計画では災害の予防から復興までの期間に発生する業務に関し、総合的な対策を定めています。



計画の基本方針

所沢市では、3つの基本方針に基づき、事前の備え、災害発生時の対応、速やかな生活再建を実施します。

自助・共助の強化

- ▶家庭における取組みを促進
- ▶自主防災組織等の能力向上



災害の拡大・二次災害への備え

- ▶ライフライン等の復旧体制の充実
- ▶感染症等への対策



公助の強化

- ▶初動対応の強化
- ▶防災関係機関との協力体制の充実



計画の構成

所沢市地域防災計画は、「総則・予防対策編」、「応急対策・復旧復興編」、「資料編・用語集」の3つの編で構成しています。

編	項目	内容
総則・ 予防対策編	総則	計画の目的、所沢市の災害特性、基本方針、防災体制、防災訓練
	予防対策	災害による被害を防止・軽減するため、平時に行うさまざまな備えの計画
応急対策・ 復旧復興編	震災応急対策	地震発生時の活動体制、被災者の救助・救護・生活支援、二次災害の防止措置、公共施設の復旧等の計画
	火山噴火応急対策	噴火発生時の情報伝達、降灰対策に関する計画
	風水害応急対策	大雨、洪水、暴風等のおそれがあるときや災害が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援等の計画
	複合災害応急対策	大規模地震、豪雨災害等が同時又は連続して発生した際、被害をできるだけ最小限に抑えるための計画
	大規模事故応急対策	消防、警察だけでは対処困難な大規模事故発生時の活動体制、避難等に関する計画
	災害復興計画	大規模災害からの復興体制、復興方針や復興計画の策定、復興事業の推進等の計画
資料編・ 用語集	資料	各計画と関連する例規、図表、その他資料
	用語	計画で使用される専門用語等の解説

地域の災害危険性

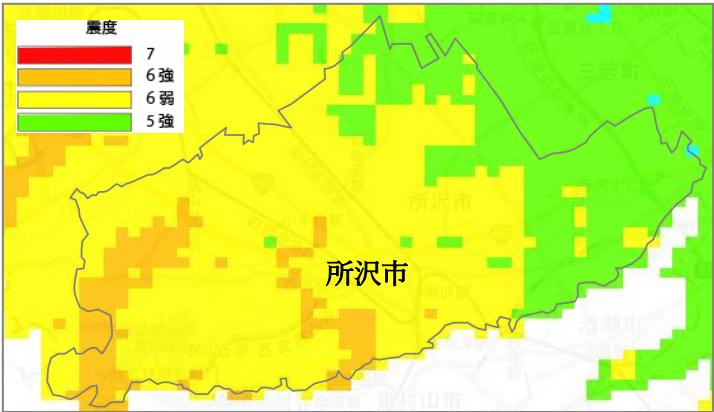
所沢市地域防災計画では、災害が発生した場合に想定される被害状況を記載しています。

地震

埼玉県では、平成 24・25 年度に地震被害想定調査を実施しています。想定されている地震の中で市内に最も大きな被害を及ぼすとされる「立川断層帯地震（マグニチュード 7.4）」が発生した場合の市内の震度や被害は、次のように予測されています。



想定される主な被害（最大値）



予測震度分布図

（立川断層帯地震 M7.4、破壊開始点南側、埼玉県資料）

建物被害	
全 壊	846 棟
半 壊	5,096 棟
焼 失	779 棟
人的被害	
死 者	65 人
負傷者（うち重傷者）	857 人（72 人）
避難者	10,381 人
帰宅困難者	26,707 人
ライフライン	
上水道の断水人口	50,813 人
下水道の支障人口	59,399 人
停電人口	50,807 人
都市ガス供給停止件数	47,847 件

風水害

市内には、想定最大規模の降雨で柳瀬川、東川、不老川が氾濫した場合に浸水が想定される区域があり、河川沿いの低地を中心に最大で深さ 3m 未満の浸水が予測されています。



また、狭山丘陵や柳瀬川沿いの段丘崖等には土砂災害警戒区域があり、大雨や地震によって斜面が崩壊する危険性があります。

想定最大規模の降雨とは、概ね 1000 年に 1 回程度発生する大雨です。浸水が想定された区域では警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設への避難確保計画の作成等が行われます。

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に住民等に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制の整備等を行います。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物が損壊し、住民等に著しい危害が生ずるおそれがある区域は**土砂災害特別警戒区域**に指定され、開発行為や建築構造に関する規制が行われます。

火山

内閣府では、富士山において大噴火が発生した場合に降り積もる火山灰の厚さの分布を予測しています。

これによると、所沢市内では 2 cm～10 cm 程度の厚さの降灰が予測されており、風向きによってはさらに厚くなる可能性があります。なお、降灰によりライフラインへの影響や健康被害の可能性もあります。



降灰可能性マップ

（出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書）

災害への備え

所沢市では、家庭での備えを記載した「防災ガイド・避難所マップ」、「洪水ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」を提供しています(右下の QR コードから確認できます)。日常から自宅の安全性や必要な備蓄品等を確認しておきましょう。





防災ガイド・避難所マップでは、市内の震度分布や家庭での備蓄品チェックリスト、市の取組みについて詳しく掲載しています







避難場所・避難所の指定

所沢市では、次のような機能別に避難場所・避難所を指定しています。ハザードマップ等を閲覧する際に違いを確認しておきましょう。

※避難場所は災害の種類(大火、地震、洪水、土砂災害)によって、利用できる施設が異なります。詳しくは巻末資料(p.13~p.15)をご覧ください。

集合場所(一時集合)

一時避難集合場所

同じ地域内の住民同士が一緒に指定避難場所に避難するために一時的に集合する場所です。

避難所(一時滞在)

指定一般避難所

住宅が被災した市民等が一時滞在する屋内施設で、小中学校・高校・大学の体育館等を指定しています。

福祉避難所

一般避難所での避難生活が困難な要配慮者等が一時滞在する屋内施設で、社会福祉施設等を指定しています。



避難場所(一時集合・待機)

広域避難場所

大規模火災時に、火災の延焼による危険性の高い場所に住む市民が避難する場所で、所沢航空記念公園を指定しています。

指定緊急避難場所(地震・火災)

地震・火災から身を守るために一時集合・待機場所として使用する施設で、学校のグラウンド等を指定しています。

指定緊急避難場所(洪水)

洪水から身を守るために一時集合・待機場所として使用する施設で、学校の体育館等を指定しています。

指定緊急避難場所(土砂災害)

土砂災害から身を守るために一時集合・待機場所として使用する施設で、自治会館等を指定しています。

情報伝達体制

災害や避難に関する情報を地域の方々に速やかに伝達するため、市では防災行政無線、ホームページ、SNS、ところざわほっとメール、緊急速報メールで情報を発信します。

災害情報共有システム(Lアラート)を知っていますか？

Lアラートとは、地方公共団体がテレビ等のメディアを通じて、災害時の避難情報等を提供するシステムです。

テレビのリモコンのdボタンを押し、「地域の防災・生活情報」を選択すると確認できます(NHKの場合)。右図はテレビ画面(NHK)のイメージです。



防災行政無線が聞こえなかったときは…

▶下記の電話番号から内容を確認できます。
TEL 0120-100-466

▶ところざわほっとメールでも同じ内容を配信しています。

【登録方法】

- (1) hotmail@tokorozawa-hotmail.jp にメールを送る(右のQRコードを読み取る)。
- (2) info@tokorozawa-hotmail.jp から届いたメールに従い登録手続きを行う。



地域防災力の向上

所沢市では、地域防災力の向上のため、防災訓練の実施、避難行動要支援者名簿の作成、自主防災組織や消防団の育成を支援しています。

自主防災組織

所沢市内には、200を超える自主防災組織が結成されています。

平常時の取組み

防災マップ作り
防災訓練 等

災害時の取組み

初期消火
避難誘導 等



市が実施している自主防災組織への支援内容

- ・初期消火器具や救助器具等の資機材の交付
- ・自主防災組織に関するパンフレットの作成
- ・避難所運営ゲームキットの貸し出し 等



所沢市自主防災組織リーダー養成講座
(防災マップづくりの様子)

地域ぐるみで防災に取り組もう 自主防災組織

主な記載内容

- ・自主防災組織の編成
- ・活動内容
- ・自宅の耐震化
- ・家具類の安全対策
- ・食料、生活必需品に関する情報

地域ぐるみで防災に取り組もう 自主防災組織

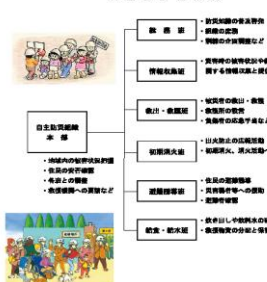


所沢市
(令和2年6月)

4. 組織の構成について

自主防災組織を編成・維持していくためには、災害時に必要となる役割を分担し、平時から役割分担をしておくことが大切です。また、自主防災組織の一人ひとりが役割をよく認識し、役割をこなすことが大切です。

自主防災組織(部)



避難所運営ゲーム(HUG)のイメージ

●災害時の避難所運営のイメージ
アルファ米などの災害時の食料備蓄を事前に食べ比べながら、各家庭での食料備蓄について考える。イベントの参加者などに配布していただく。

●避難所運営
避難所での生活やAED使用などの確認、ケガ人の手当や搬送など、地域の防災士や消防団等の協力を得て実施する。

●初期消火
チームを作ってバケツリレーの速さを競うバケツリレーゲームを実施する。防災イベントなどに組み込んでみる。

●避難所運営
避難所で起こるさまざまな出来事、カードを使ってゲーム形式で模擬体験する避難所運営ゲーム(HUG)を行う。
※(食料備蓄)では、この避難所運営ゲーム(HUG)の貸出しを行っていますので、活用する場合はご確認ください。

(避難所運営ゲーム(HUG)のイメージ)



消防団

所沢市消防団は、幹部と女性団員が、所属する団本部と 10 の分団において活動しています。

平常時の取組み

地域の防火・防災の担い手



消防団の訓練等の様子

(出典：広報ところざわ 令和 3 年 8 月号)

災害時の取組み

消火・警戒等の消防活動 等

消防団員の募集も行っています。詳しくは市のホームページをご覧ください。



災害に強いまちづくり

所沢市では、災害に強いまちをつくるため、建築物の耐震化、転倒・落下物等対策の促進等を行っています。

住宅等の耐震化の促進

地震による建物の倒壊を防ぐため、市では耐震改修促進計画に基づいて住宅や公共建築物の耐震化を促進しています。

住宅の耐震化の促進

- ・ 無料簡易耐震診断の実施
- ・ 相談窓口の設置及び情報提供 等

多数の市民が利用する建築物の耐震化の促進

多数の市民が利用する民間建築物の耐震化の促進

その他の安全対策

- ・ 耐震認定マーク表示制度の周知
- ・ 地震保険の加入率向上
- ・ 高層マンションの震災対策

計画の目標

【市民が安心して暮らせるまちづくり】

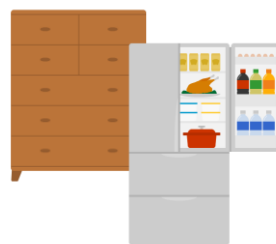
- ▶ 住宅の耐震化率の目標
令和 7 年度までにおおむね解消
- ▶ 多数の市民が利用する市有建築物の耐震化率の目標
令和 7 年度までに 100%
- ▶ 多数の市民が利用する民間建築物の耐震化率の目標
令和 7 年度までにおおむね解消



転倒・落下物等対策の促進

建物が無事でも、家具や家電の転倒により死亡することがあります。阪神淡路大震災では亡くなった方のうち 3/4 が圧死でした。また、ブロック塀の倒壊や落下物は、歩行者や緊急車両の通行に影響を及ぼします。

所沢市では、出前講座等で家具固定の啓発を行うと共に、避難路沿道等のブロック塀等の安全点検、安全確保を進めます。

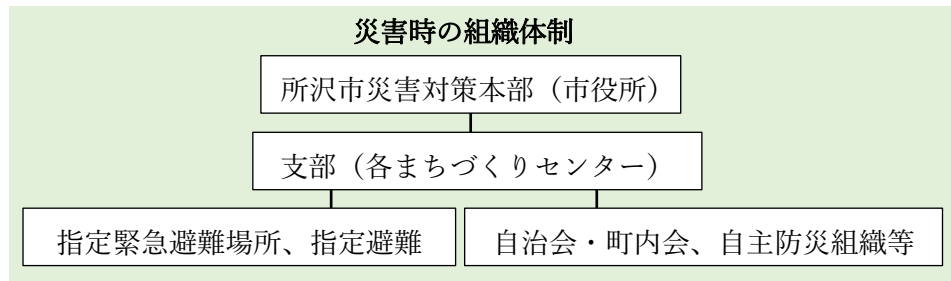


災害が発生したときの活動

所沢市では、災害が発生した際には、災害対策本部の設置や災害協定を締結している団体等への応援要請、災害相談窓口の設置、避難指示等の発令を行います。

災害対策本部

災害対策本部とは災害対策を総合的に実施するために設置する臨時組織です。



設置基準は、

- ・震度6以上を観測したとき
 - ・特別警報が発表されたとき等
- です。



応援協力体制の確保

大規模災害の発生時には、県、自衛隊、他の市町村、災害協定を締結している団体等に応援協力を要請し、災害対策に必要なマンパワー、救援物資等を確保します。以下は協定先の一部です。

協力分野	主な協定先
相互応援	KADOKAWA
情報収集・広報	ヤフー、ジェイコム埼玉、所沢新聞販売協会、バカン
輸送・燃料供給	県トラック協会、県バス協会、全日本レッカー協会、県LPガス協会
救援物資等の供給	県米穀小売商組合、所沢小売酒販組合、マミーマート、いるま野農業協同組合
福祉避難所の提供	国立秩父学園、所沢特別支援学校、国立障害者リハビリテーションセンター
災害廃棄物処理	協同組合所沢清和会、所沢一般廃棄物処理事業協同組合、県再生資源事業協同組合
建設作業	市建設産業連合会、市建設業協会、市造園建設業協会、県電気工事工業組合
応急給水・管路復旧	市管工事業協同組合、市下水道施設維持管理協力会、下水道管路管理業協会

災害相談窓口

災害に関する市民からの問い合わせや相談に対応するため、市役所や支部（まちづくりセンター）等に災害相談窓口を設置します。

主な相談内容

- 家族等の安否情報の照会
- 支援金、義援金等の受給
- 罹災証明書の交付
- 災害援護資金、復旧資金等の借入れ
- 被災住宅の応急修理
- 市税等の支払猶予、減免 等
- 応急住宅等への入居



避難活動

気象に関する警報等の発表に応じて、市では避難情報を発令し、避難所の開設・運営を行います。

避難指示等の発令

市民の方々がとるべき避難行動を直感的に理解できるよう、令和元年から「5段階の警戒レベル」を明記して避難情報を提供することになりました。

市は、警戒レベル3以上の避難情報を発令する際、防災行政無線、緊急速報メール、ところざわほっとメール等で警戒レベルと対象地区等を伝達します。

次ページに警戒レベル別の避難情報やとるべき避難行動についてまとめています。



警戒レベル	市が発令する避難情報 ▶ 主な判断基準	状況・とるべき避難行動
レベル 5 【緊急安全確保】	緊急安全確保 ▶ 河川水位が堤防の高さに到達 ▶ キキクルが「災害切迫（黒）」	既に災害が発生又は発生する直前の状況です。 命を守るための行動を直ちにとりましょう。
警戒レベル 4 までに避難を完了！		
レベル 4 【全員避難】	避難指示 ▶ 河川水位が氾濫危険水位を超過 ▶ キキクルが「危険（紫）」	危険な場所から全員避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
レベル 3 【高齢者等避難】	高齢者等避難 ▶ 河川水位が避難判断水位を超過 ▶ キキクルが「警戒（赤）」	危険な場所から高齢者等は避難しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。
レベル 2	▶ 大雨・洪水注意報	ハザードマップ等により自宅等の災害リスク、避難所までの安全な経路などを確認しましょう。
レベル 1	▶ 早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。

※キキクルは、気象庁のホームページ（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>）で公開されている大雨・洪水警報の危険度分布です。

避難所の開設・運営

災害時には市の職員が施設管理者や自主防災組織等と協力して避難所を開設します。

避難所では、避難所の代表者、施設管理者、市の職員等で組織する避難所運営委員会を立ち上げ、避難者のプライバシー、保健衛生、女性や要配慮者に配慮した避難所運営を行います。

避難所の運営に協力をお願いします！

東日本大震災や熊本地震の際、避難者が主体的に運営した避難所では、被災者同士の助け合いの機運が高まり、良好な生活環境を確保できたと言われています。

市では「指定避難所運営マニュアル」を作成し、避難者が円滑に避難所の運営を行えるように備えています。

一般の避難所での生活が困難な要介護高齢者等については、福祉避難所（市の福祉施設や災害協定を締結している福祉施設）において、介護等の支援を行います。



避難所の開設状況を知りたいときは？

洪水時の避難所の開設・混雑状況については、**避難所情報配信サービス「VACAN（バカン）」**でリアルタイムに確認することができます。



VACAN Maps 機能と特徴

【地図上一覧ページ】

マップでエリア全体の避難所の場所と混雑状況が閲覧可能です。

【避難所一覧ページ】

スマートフォンからは避難所ごとの混雑状況を一覧で閲覧可能です。

【施設個別ページ】

避難所の詳細や混雑情報以外の情報が閲覧可能です。

※上のQRコードから確認できます。

ペットを避難所に連れて行くときは？

介助犬等を除いて、避難者が滞在する居室へのペットの持ち込みは禁止です。

屋外の飼育専用スペースを利用するか、施設の収容能力に余裕がある場合には、避難所運営委員会の指示のもと、屋内に専用スペースを設け、ケージに入れて飼養となります。



感染症拡大防止に関する取組み

避難者の健康状態の確認、施設内の衛生管理の徹底、発熱者等の専用スペースの確保等を実施し、感染症拡大防止に努めます。

新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のための避難行動を！

- ハザードマップを確認し、自宅が危険区域でない場合は、**在宅避難**を優先する。危険区域内の場合は、最寄りの避難所のほか、親戚、知人宅への避難を検討する。
- 避難する際は、水・食料等のほか、**マスク、体温計、消毒薬**なども持参する。



消火・救助・医療救護活動

消火・救出活動

震災直後、火災や建物の倒壊などが多数発生した場合には、消防署や消防団だけでは対応できません。

多くの命を救うには、地域の事業所、自治会・町内会、自主防災組織、住民等の方々による初期消火活動や救出活動、いわゆる**共助**が重要となります

なぜ共助が必要なのか？

阪神・淡路大震災では、280件以上の火災が発生しました。このため「公助」である救助隊による救出は数%と機能せず、住民は『**自助・共助**』により助かっています。

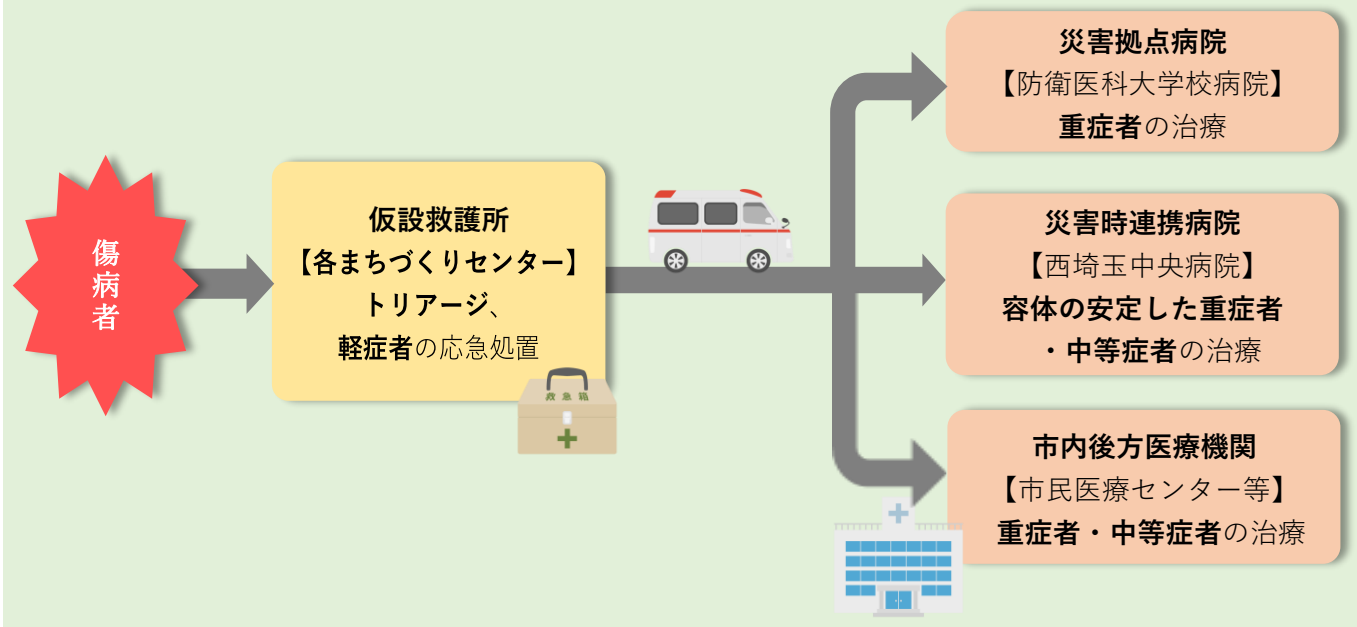


医療救護活動

多数の負傷者が発生し地域の医療機関では対応が困難な時は、市と医師会などが連携し、**まちづくりセンター**に仮設救護所を設置します。仮設救護所では、医師や看護師等で編成する医療チームが、負傷者のトリアージや応急処置を行います。また、重傷者等は災害医療拠点となる病院等へ搬送して治療を行います。

さらに、避難者の健康を確保するために、保健師等が避難所を巡回して健康調査を行うほか、感染症やエコノミクス症候群等の予防、こころのケア等を行います。

災害時の負傷者対応の流れ



トリアージとは？

災害現場等で多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じた処置や搬送を行うために、治療の優先順位を決定することをいいます。



二次災害の防止活動

被災建築物の応急危険度判定

地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、建物の応急危険度判定を実施します。

これらの判定は目視で行い、建物の入口等にステッカー（右図参照）で表示します。



震災建築物応急危険度判定のステッカー

被災宅地の危険度判定

地震や液状化によって地盤に亀裂などが生じた宅地では、家屋等が倒壊するおそれがあります。このような二次災害の危険を防ぐため、宅地の危険度判定を実施します。

判定結果はステッカー（右図参照）で表示し、危険がある場合は、立入制限等を行うことがあります。



宅地の危険度判定のステッカー

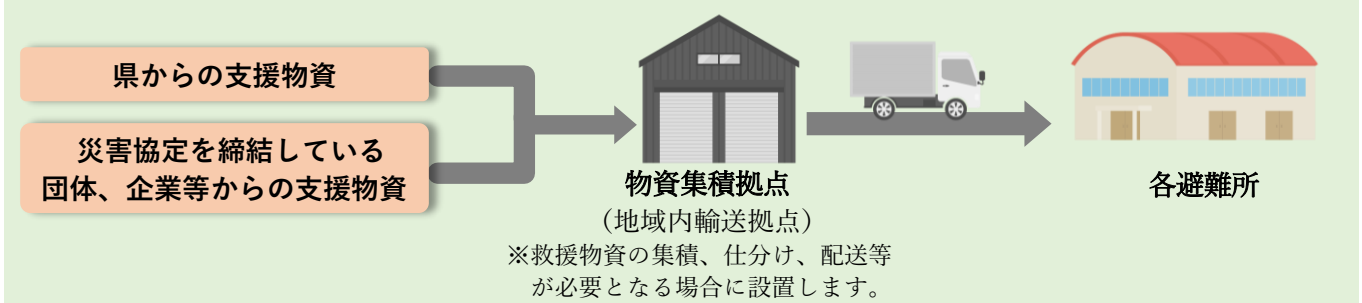
被災者への生活支援

食料・生活必需品等の提供

災害発生時には、避難所に設置している防災備蓄倉庫から食料等を提供します。

物資が不足する場合は、協定を締結した団体等から調達し、物資集積拠点に集約してから各避難所に配布します。

食料・生活必需品等の提供までの流れ（物資不足時）



罹災証明書・被災届出証明書の交付

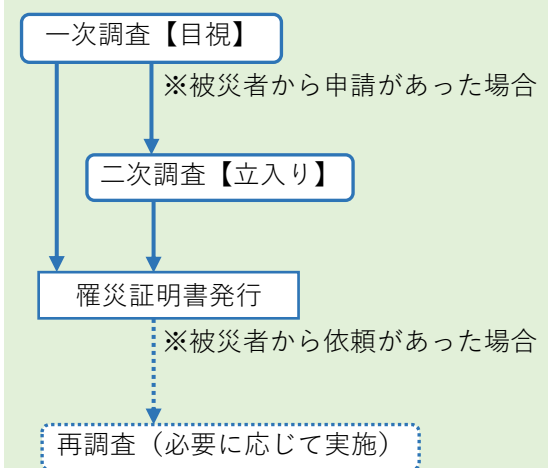
生活再建支援金等の受給、応急仮設住宅への入居申請等には、住宅の被害の程度を証明する「罹災証明書」が必要です。

市では、二次災害等の危険が解消した段階で、個々の住宅調査、被害状況がわかる写真等から被害程度を判定し、罹災証明書を発行します。

「被災届出証明書」とは？

罹災証明書に類似するものとして、「被災届出証明書」があります。これは、住宅以外の工作物、動産などを対象とし、被災の事実ではなく、届出があったことを証明するもので、申請時は、被災状況がわかる写真等が必要になります。

被害認定調査～罹災証明書交付の流れ



災害廃棄物の処理

大規模な災害では、倒壊した建物、全壊と判定された建物、浸水した畳や家財等が災害廃棄物となって大量に発生します。

このような場合、市は北中運動場、北野総合運動場に災害廃棄物の仮置場を設置して災害廃棄物を一時的に保管し、長期的な計画を立てた上で、関係者と協力しながら処理・処分を行います。



住宅の確保

大規模な災害時には、住宅を失った被災者のため、既存の公営住宅の活用、仮設住宅の建設（ゲートボール場、公園などを予定）、民間賃貸住宅の空家の借り上げなどにより住宅を確保します。

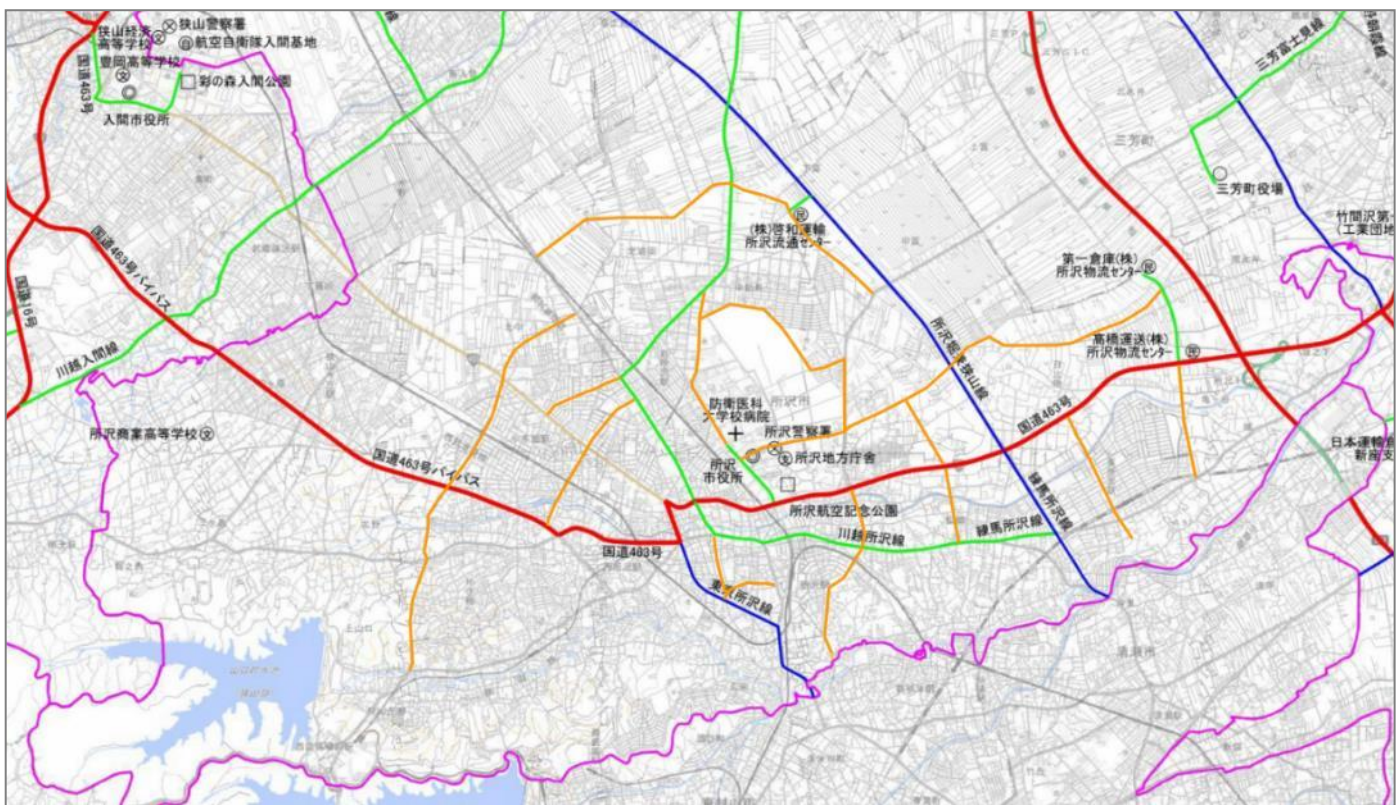


交通規制

市内の高速道路、国道、県道など 34 路線が緊急輸送道路に指定されています（下図参照）。

これらの路線では、消防車等の緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行を制限したり、放置車両を移動したりすることがあります。

緊急輸送道路の分布



- 県指定第一次特定緊急輸送道路
- 県指定第一次緊急輸送道路
- 県指定第二次緊急輸送道路
- 市指定緊急輸送道路

災害ボランティア

被災者支援や被災地復旧ではボランティアが大きな力を発揮します。

発災後、所沢市社会福祉協議会が「所沢市災害ボランティアセンター」を設置（所沢市こどもと福祉の未来館）して、一般ボランティアと専門的な知識や技能を持っている専門ボランティアの受け入れを行います。

専門ボランティア の主な活動	○ 外国語通訳 ○ 要配慮者の介護、手話通訳 ○ 乳幼児の保育 ○ 被災建築物等の危険度判定
一般ボランティア の主な活動	○ 被災家屋の片づけ、堆積土砂等の排除 ○ 避難者の生活支援 ○ 炊出し ○ 救援物資の仕分け



宮城県山元町災害時ボランティアバスバック
（出典：所沢市社会福祉協議会）

災害ボランティアの事前登録

所沢市社会福祉協議会では、被災者の救援活動や災害ボランティアセンターの運営補助を担うボランティアの事前登録を行っており、市民スタッフ養成講座の修了者等が登録できます。

詳しくは所沢市社会福祉協議会のホームページをご覧ください。



帰宅困難者対策

大規模な災害時には、多くの交通機関が運行停止となることから、市内では約2万7千人の帰宅困難者が発生すると想定されています。人々が一斉に帰宅行動を開始すると、道路の渋滞、駅の混雑等を引き起こし、救助活動や消火活動の妨げとなるため、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則の徹底が必要です。このため、市では、一時滞在施設の確保、企業等における一斉帰宅抑制の周知啓発、備蓄の推進等を行っています。

一時待機場所・一時滞在施設の提供

鉄道の運行が停止した場合、帰宅困難者による混乱を防止するため、「一時待機場所」を確保します。また、鉄道の運行再開の目処がたたない場合は「一時滞在施設」を開設し、滞在所のほか、可能な範囲でトイレ、水、食料、災害関連情報等を提供します。

※巻末資料（p.15）に一時待機場所、一時滞在施設の一覧を掲載しています。

帰宅支援

災害の混乱が収まった後は、徒歩で帰宅する方々のため、災害時帰宅支援ステーションや防犯・防災協力店が、トイレ、水道水、帰宅に必要な情報などを提供します。

災害時帰宅支援ステーション、防犯・防災協力店は、右図の黄色いステッカーが目印です。



災害復旧・復興

所沢市地域防災計画では、生活の再建に向けて、災害復旧・復興に関する計画を定めています。

被災者・被災企業等への支援

被災者への支援

主な支援内容

■支援金の支給、貸付等

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・災害弔慰金、災害障害見舞金、り災見舞金の支給
- ・災害援護資金の貸付

■納税の特例措置

- ・市税の納付期限の延期、減免
- ・国税、県税の納付期限の延長、減免等

■その他

- ・義援金の支給
- ・災害復興住宅資金の融資
- ・応急仮設住宅の建設
- ・離職者の再就職支援
- ・生活必需品の安定供給、価格安定



中小企業者等への支援

- ・経営や復旧に必要な資金の融資 等



農林業者等への支援

- ・復旧に必要な資金の融資 等



インフラ等の復旧

被災した公共施設やインフラ施設等を速やかに復旧するため、災害復旧関連法令等、災害復旧に関わる法令による財政支援を受けて災害復旧事業を実施します。

災害復興本部

大規模災害が発生した場合、所沢市では災害復興本部を設置し、国、県、その他の関係機関と連携して迅速かつ的確に復興対策を推進します。

また、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害の指定を受けた場合は、復興方針を定め、さまざまな復興整備事業を計画的に推進します。

巻末資料

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

地区名	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所	
		大火	地震	洪水※	土砂※	一般	福祉
所沢地区	所沢まちづくりセンター						
	所沢小学校		●			●	
	明峰小学校		●	●		●	
	峰寿荘（老人憩の家）						●
	ところ荘（老人憩の家）						●
新所沢地区	新所沢まちづくりセンター						
	北小学校		●			●	
	清進小学校		●			●	
	所沢中学校		●			●	
	向陽中学校		●			●	
	緑町中央公園		●				
	緑寿荘（老人福祉センター）						●
新所沢東地区	新所沢東まちづくりセンター						
	美原小学校		●			●	
	美原中学校		●			●	
	所沢北高等学校		●			●	
	所沢市民体育館		●			●	
並木地区	並木まちづくりセンター						
	伸栄小学校		●			●	
	中央小学校		●			●	
	並木小学校		●			●	
	生涯学習推進センター		●			●	
	若松小学校		●			●	
	中央中学校		●			●	
	所沢中央高等学校		●			●	
	富士見公園		●				
	所沢航空記念公園	●	●				
	とめの里（老人憩の家）						●
	はばたき（障害者通所施設）						●
	きぼうの園（障害者通所施設）						●
	国立障害者リハビリテーションセンター						△
	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 秩父学園						△
	（社福）藤の実会ところざわ学園						△
	（社福）藤の実会障害福祉サービス事業所かがやき						△
	（社福）安心会介護老人福祉施設所沢かがやきの里						△
小手指地区	小手指まちづくりセンター 本館				●		
	小手指まちづくりセンター 分館						
	小手指小学校		●			●	
	上新井小学校		●			●	
	椿峰小学校		●			●	
	北野小学校		●			●	
	小手指中学校		●	●		●	
	北野中学校		●	●		●	
	所沢西高等学校		●			●	
	北野公園		●				
	小手指第8区集会所				●		
	こてさし荘（老人憩の家）						●
	（社福）栄光会特別養護老人ホームロイヤルの園						△

地区名	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所	
		大火	地震	洪水※	土砂※	一般	福祉
吾妻地区	吾妻まちづくりセンター						
	南小学校		●	●		●	
	北秋津小学校		●			●	
	荒幡小学校		●	●	●	●	
	南陵中学校		●	●		●	
	所沢高等学校		●			●	
	松が丘中央公園		●				
	あづま荘（老人福祉センター）						●
松井地区	松井まちづくりセンター						
	松井小学校		●	●		●	
	牛沼小学校		●			●	
	安松小学校		●	●		●	
	和田小学校		●	●		●	
	東中学校		●			●	
	安松中学校		●			●	
	慈光幼稚園		●				
	安松保育園		●				
	上安松西集会所				●		
	東所沢和田南会館				●		
	うしぬま荘（老人福祉センター）						●
柳瀬地区	柳瀬まちづくりセンター						
	柳瀬小学校		●			●	
	東所沢小学校		●	●	●	●	
	柳瀬中学校		●			●	
	県立所沢おおぞら特別支援学校		●			●	
	城公民館				●		
	東所沢 5 丁目自治会館				●		
	本郷生活改善センター				●		
	やなせ荘（老人憩の家）						●
	プロペラ（障害者通所施設）						●
	（社福）聖久会特別養護老人ホーム東所沢みどりの郷						△
	（社福）桑の実会特別養護老人ホーム本郷希望の丘						△
三ヶ島地区	三ヶ島まちづくりセンター						
	三ヶ島小学校		●			●	
	若狭小学校		●			●	
	林小学校		●	●		●	
	宮前小学校		●			●	
	三ヶ島中学校		●			●	
	狭山ヶ丘中学校		●			●	
	所沢商業高等学校		●			●	
	芸術総合高等学校		●		●	●	
	早稲田大学所沢キャンパス		●			●	
	三ヶ島第 1 区コミュニティセンター				●		
	三ヶ島第 4 区自治会集会所				●		
	さやまがおか荘（老人福祉センター）						●
	みかじま荘（老人憩の家）						●
	こあふる（障害者通所施設）						●
	（社福）若狭会特別養護老人ホーム 亀令園						△
	（社福）若狭会地域密着型介護老人福祉施設 平安の森						△
	（社福）安心会介護老人福祉施設 所沢やすらぎの里						△
	（社福）桑の実会特別養護老人ホーム 康寿園						△
	（社福）桑の実会介護老人保健施設 ケアステーション 所沢						△

地区名	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所	
		大火	地震	洪水※	土砂※	一般	福祉
山口 地区	山口まちづくりセンター						
	山口小学校		●	●	●	●	
	泉小学校		●			●	
	山口中学校		●			●	
	上山口中学校		●	●		●	
	椿峰中央公園		●				
	堀之内町内会館				●		
	川辺公民館				●		
	堀口自治会館				●		
	大鐘公民館				●		
	新堀自治会館				●		
	ユネスコホームランド自治会館				●		
	所沢南パークホームズ自治会集会所				●		
	金乗院（法要殿）				●		
	掬水亭				●		
	さくら荘（老人憩の家）						●
富岡 地区	富岡まちづくりセンター						
	富岡小学校		●			●	
	中富小学校		●			●	
	西富小学校		●			●	
	北中小学校		●			●	
	富岡中学校		●			●	
	日本大学芸術学部所沢校舎		●				
	道傍公園		●				
	とみおか荘（老人憩の家）						●
	キャンパス（障害者通所施設）						●
	埼玉県立所沢特別支援学校						△
	助産院もりあね						△
	（社福）健寿会介護老人福祉施設健寿園						△
	（社福）博寿会特別養護老人ホーム飛鳥野の里						△
	（社福）博寿会地域密着型特別養護老人ホーム飛鳥野の森						△
	（社福）入間川病院介護老人保健施設雪見野ケアセンター						△

△は災害協定による福祉避難所で、市有施設が不足する場合等に予備的に開設する施設です。

※指定緊急避難場所の名称について、所沢市洪水ハザードマップでは、「風水害の避難所」、所沢市土砂災害ハザードマップでは「避難所（土砂災害）」または「土砂災害の避難所」と記載しています。



所沢市地域防災計画 市民向け概要版

（令和 7 年 5 月発行）

所沢市 危機管理室 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1